

尼崎市デジタル採点システム活用事業 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

定期試験等の採点業務は、短期間に大量の採点を高い精度で実施しなければならず、教員の負担が非常に大きいものとなっている。教職員が解答用紙をスキャナに取り込み採点し、自動集計された採点結果を確認できるクラウド環境を全ての市立中学校・高等学校に整備することにより、業務の効率化を図るとともに負担を軽減し、教職員の長時間勤務・多忙化解消を図るための一助とすることを目的とする。

また、採点結果の分析機能等を活用し、生徒一人ひとりの学習上のつまづきを把握することで、それぞれの習熟度にあった課題を出題し、指導を行うなど、教員の業務改善につなげることを目的とする。

事業者の選定に当たっては、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 概要

(1) 業務名称

尼崎市デジタル採点システム活用事業

(2) 内容

別紙「尼崎市デジタル採点システム活用事業 仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 契約期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

ア 令和6年8月1日までに利用環境を整備し、教職員が生徒の答案を読み取るためにスキャナを設置するとともに、システムを稼働させること。

イ 令和7年度以降、本調達に係る契約候補者と単年度契約を令和11年7月31日まで続けて締結する予定である。ただし、令和7年度以降、本契約に係る予算について、減額又は削減があった場合については、本契約の契約額を減額する又は本契約を締結しないこととする。

(4) 提案上限額

25,555,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年8月1日から令和11年7月31日までににおけるシステム及びスキャナの賃借経費の総額を対象とする。ただし、令和6年度における賃借経費は3,407,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とし、この上限額を超える提案は無効とする。（ライセンス数及びスキャナ台数の増減がある場合はその限りではない。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる参加要件を全て満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者
- (4) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）もしくは暴力団密接関係者（同条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しない者
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (9) 宗教や政治活動を目的とした団体でないこと
- (10) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体でないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと
- (11) 地方公共団体、民間企業などにおけるデジタル採点システムを導入した実績を有している者

4 失格事項

本プロポーザルの提案事業者もしくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案事業者を失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募者資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当すると本市が認める場合

5 スケジュール

募集要項の公表	令和6年3月25日（月）
質問の受付期間	令和6年3月25日（月）～令和6年4月4日（木）午後5時
参加申込書等の提出期限	令和6年4月4日（木）午後5時
参加資格確認結果通知 質問への回答	令和6年4月11日（木）
企画提案書等の提出期限	令和6年4月18日（木）午後5時
プレゼンテーション	令和6年4月中旬～下旬
選定結果通知	令和6年5月上旬～中旬

6 参加申込

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1号）
- イ 会社概要・応募資格確認書（様式2号）
- ウ 業務実績書（様式3号）

※共同事業体での応募の場合、アについては様式1号-2～様式1号-4を提出すること。また、イ、

ウについては共同事業体の代表者及び構成員すべてを必要とする。

(2) 提出期限

令和6年4月4日（木）午後5時

(3) 提出方法

尼崎市教育委員会事務局 学び支援課まで持参または郵送するものとする。

持参の場合は、事前に担当と提出時間等の調整を行うこと。

郵送の場合は、上記期限までに必着のこと。また、到着の確認を行うこと。

(4) 参加資格確認結果

令和6年4月11日（木）に文書及び電子メールにより通知する。

(5) 留意事項

受付期間後の提出、提出後の差し替え等は認めない。

7 募集要項及び仕様書等に係る質問の受付等

(1) 質問の受付期限

令和6年4月4日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

本要項13に記載している電子メールアドレス宛に質問書（様式4号）を送付すること。電話や訪問等、質問書以外の方法では受け付けないので注意すること。また、質問書を送付した場合、速やかに電話にて到着確認を行うこと。

なお、件名は「デジタル採点システムに関する質問」とすること。

(3) 回答

質問に対する回答は、参加表明を行った全提案事業者に対して、電子メールにて送付する。

(4) 回答予定日

令和6年4月11日（木）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

ア 企画提案書（様式任意）	15部
イ 企画提案書チェックシート（様式5号）	15部
ウ 業務実施・サポート体制（様式6号）	15部
エ 管理・担当者の業務経歴・実績等（様式7号）	15部
オ 見積書（様式任意）	15部

※ 内訳（導入経費と年度ごとの賃借経費）がわかるように表記すること。また、提案金額には消費税及び地方消費税相当額を含めること。

別途見積明細書を添付すること。見積明細書においてシステム及びスキヤナの各単価がわかるように記載すること。（次年度以降の契約において同単価を参考とするため）見積明細書の様式は任意とする。

カ 提案する採点システム及びスキヤナの概要（様式任意）	15部
-----------------------------	-----

※パンフレット等で代用可

キ 市内在住者の雇用提案（様式8号） 15部

(2) 提出期限

令和6年4月18日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

尼崎市教育委員会事務局 学び支援課まで持参または郵送するものとする。

持参の場合は、事前に担当と提出時間等の調整を行うこと。

郵送の場合は、上記期限までに必着のこと。また、到着の確認を行うこと。

(4) 企画提案書作成上の留意点

ア 様式は任意とするが、A4縦置きで、文字は横書きとし、両面印刷で作成すること（ページ番号を記載すること）。

イ 様式5号「企画提案書チェックシート」に示す項目に沿った企画提案書を作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、平易な解説を心掛けること。

エ 仕様書に定めのない事項や疑義については、質問書による確認を行った上で企画提案書を作成すること。

(5) 地域経済活性化に係る加点

地域経済活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点（市内事業者10%、準市内事業者5%）を行う。また、事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点（5%）を行うので、市内在住者の雇用提案（様式8号）に記載すること。

9 選考方法

(1) 評価方法

企画提案書による書類審査、プレゼンテーション及びデジタル採点システムのデモンストレーションの評価を提案点として採点する。

提案点に、本要項8(5)で定める地域経済活性化に係る加点を加えた点数を総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、提案点について、獲得点が満点の60%に満たない場合は失格とし、契約候補者としめないこととする。また、総合評価点が高同点の場合は、提案点が高い者を優先する。

(2) 企画提案書の評価方法

様式5「企画提案書チェックシート」の評価項目に基づき評価し、各評価項目の合計点を企画提案書の評価点とする。

【評価項目と配点の目安】

1	システムの全体像	25%
	<ul style="list-style-type: none">本市の事業目的、基本方針を理解している。提案されたシステム・機器が、本事業の目的に有効である。提案されたシステムを自治体へ導入し、運用した（している）実績がある。	
2	システム・機器の機能、管理	35%
	<ul style="list-style-type: none">本市の仕様書に対応した内容となっている。導入により、本事業の目的を達成できる。教員のニーズを満たす機能が備わっている。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作手順が簡易である。 ・ 情報セキュリティー対策が明確である。 	
3	業務サポート	15%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入支援、操作研修が充実している。 ・ 障害等発生時への対応が十分に見込める。 	
4	業務スケジュール	10%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュール工程が無理なく適切である。 ・ 事業提案を推進するにあたり十分な人員体制、業務体制が整っている。 	
5	追加提案事項	5%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市にとって有効な提案事項がある。 	
6	運用保守	10%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用、保守体制が整っている。 ・ 提案されたユーザーサポートが適切である。 	
7	提案価格	0%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記評価項目の採点で同点となった場合、安価な提案者を上位者とする。 <p>※提案上限額を超えていないこと。</p>	
8	地域経済活性化に係る加点	10%
	○本要項 8(5)に記載がある加点対象である。	
※	評価項目の「○」は加算項目、「・」は審査項目	
	審査項目	100%
	加算項目	10%

(3) プレゼンテーション及びデジタル採点システムのデモンストレーションについて

ア 評価方法

プレゼンテーションでは、主に業務担当者等の理解度・対応能力について、デジタル採点システムのデモンストレーションでは、主に提案するデジタル採点システムとスキャナの機能・操作性についてについて評価を行う。

イ 実施方法

(ア) 提案事業者は、プレゼンテーションにおいて自らの提案内容の説明を行った後、デジタル採点システムのデモンストレーションを行うことを想定している。実施方法の詳細は、別途通知する。

(イ) 1事業者あたり40分以内でプレゼンテーション及びデジタル採点システムのデモンストレーションを行うこと。別に10分以内の質疑応答時間を設ける。

ウ 参加人数

5人以内とする。ただし、提案内容の説明は、実際に業務を担当する予定の者が行うこと。

エ 実施日・場所

令和6年4月中旬～下旬に実施する。場所は、尼崎市立教育総合センターを予定している。日時・場所等の詳細は、別途通知する。

オ 注意事項

(ア) プレゼンテーション及びデジタル採点システムのデモンストレーションに必要な機材は提案事業者が用意すること。ただし、プロジェクター1台及びスクリーンは教育委員会事務局が用

意する。

(イ) プレゼンテーションでの提案内容や質疑に対する回答内容は、企画提案書に記載された内容と同等とみなす。

(4) 最終審査結果

本要項5に定めるスケジュールに基づき、文書及び電子メールにより通知する。

1 0 選定結果の公表

契約候補者として選定した者の事業者及び評価点は公表する。

1 1 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は、本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに契約候補者が参加資格を欠くことが判明したとき

ウ 契約締結時までに契約候補者が応募者の失格要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は提案している見積金額を基に提出するものとする。

1 2 その他

(1) 辞退する場合は、辞退届（様式9号）を速やかに提出すること。

(2) 提出された書類は、一切返却しない。

(3) 提出された書類について、選定された事業者のものは事業者名をはじめ公開の対象となる。選定されなかった事業者のものは原則非公開とする。ただし、尼崎市情報公開条例その他法令に規定がある場合は、当該規定が優先される。

(4) このプロポーザルに要した提案事業者の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(6) 企画提案書の作成過程等において入手した市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい、不正使用をしないこと。

(7) 評価結果に対して異議を申し立てることはできない。

1 3 連絡先及び提出先

〒661-0974

尼崎市若王寺2丁目18番3号

尼崎市立教育総合センター

尼崎市教育委員会事務局 学び支援課（担当：中村・西田）

Tel : 0 6 - 6 4 9 4 - 3 1 5 5

E-mail : ama-manabishien@city.amagasaki.hyogo.jp